

# 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所

## グループホーム津森倶楽部 利用契約書

### (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 短期利用共同生活介護 利用契約書

契約当事者の表示

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 様

性別	男性 ・ 女性
生年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和
要介護認定区分	要支援 2 ・ 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
要介護認定の有効期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
被保険者証記載の特記事項 (ない場合は傾斜)	

認知症

診断名	
診断医師名	
診断年月日	

代理人(選出した場合)

氏名 \_\_\_\_\_ 様

利用者との関係 ( )

指定 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、の事業を行うもの (以下「事業者」という)

事業者名 社会福祉法人 慈光会 理事長 永田 啓朗

事業所 (認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護) 以下「認知症高齢者グループホーム」略して「グループホーム」という

事業所名 グループホーム 津森倶楽部

(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者の指定番号 4392800134

利用開始日 令和 年 月 日

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

また、利用者、身元引受人は事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心し、かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

#### 第1条【契約の目的】

事業者は、認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は身元引受人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

#### 第2条【契約期間と更新】

- 1.本契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2.契約期間満了日の30日前までに、利用者又は身元引受人から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され以降も同様とします。
- 3.本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 4.短期利用共同生活介護サービス及び介護予防短期利用共同生活介護サービスに関しては、1ユニットの定員の枠内で1名を限度として、認知症対応型共同生活介護の空床を利用する場合は、当該契約者の同意を得たうえで、あらかじめ連続30日以内の期間を定め利用できます。

#### 第3条【身元引受人】

- 1.事業者は、利用者に対して身元引受人を定めることを求めます。
- 2.身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請した時はこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

#### 第4条【連帯保証人】

1.事業者は、利用者に対して次の各号の要件を満たす連帯保証人を定めることを求めます。（利用者と別世帯の方）

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
  - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2.連帯保証人は、利用者が本契約上、乙に対して負担する一切の債務を極度額40万円の範囲内で利用者と連帯して支払う責任を負います。
  - 3.連帯保証人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して支払いの責任を負います。

#### 第5条【利用基準】

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ①要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③自傷、他害の恐れがないこと。
- ④常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。
- ⑥本契約第14条「契約の終了」各号のいずれにも該当していないこと。

## 第6条【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、(介護予防) 短期利用共同生活介護】

- 1.事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び身元引受人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。
- 2.事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3.利用者及び身元引受人は、事業者に対しいつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は身元引受人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4.事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び身元引受人に対し内容を説明します。

## 第7条【サービスの内容及びその提供】

- 1.事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき、次の各号の各種サービスを提供します。
  - ①介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
    - ア. 入浴介助
    - イ. 排泄の介助
    - ウ. 食事の提供及び介助
    - エ. 機能訓練（生活リハビリ）
    - オ. その他、日常生活上の援助、日常生活動作の介助
  - ②介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 2.事業者は、利用者に対し利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3.事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。但し、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を身元引受人に報告します。
- 4.事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

## 第8条【医療上の必要への対応】

- 1.事業者は、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2.事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3.事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」記載の協力医療機関と連携をとります。

## 第9条【利用料等の支払い】

- 1.利用者又は、身元引受人及び連帯保証人は事業所に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険サービス並びに介護保険給付対象外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2.事業者は、利用者が事業者に支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3.事業者は、利用者又は身元引受人に対し、毎月 15 日までに前月の利用料の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。

4.支払い方法は下記の方法から選択する事ができます。

- |   |
|---|
| <p>① 事業所指定口座へのお振り込み（振り込み手数料はご契約者負担となります）</p> <p>② 金融機関口座からの自動引き落とし（振り込み手数料は事業所が負担します）<br/>※毎月 26 日が自動引き落とし日となります。26 日が土曜、日曜の場合は翌々日及び翌日の平日月曜日が引き落とし日となります。また同日が祝日の場合は、翌日以降の平日が引き落とし日となりますので、残高の確認をお願いいたします。</p> <p>③ 津森倶楽部事務室窓口への現金支払い<br/>※毎月 26 日までにお支払い下さい。また、ご来所頂いた際に管理者不在のためお支払いができない時間帯（主に土曜、日曜はお支払い不可）がございます。お手数ですが、ご連絡後、ご来所頂きますようお願いいたします。</p> |
|---|

5.利用者又は身元引受人及び、連帯保証人は事業者に対し、前項の利用料金等を当月の指定する日までに、上記の事業者の指定する方法により支払います。

6.事業者は、利用者又は身元引受人及び、連帯保証人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対し、領収書を発行します。

#### 第 10 条【法定受領サービス以外のサービス提供証明の交付】

事業所は、法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）短期利用共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は身元引受人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は身元引受人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

#### 第 11 条【利用者及び身元引受人の権利】

利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ①独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- ②生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること。
- ③安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- ④自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- ⑤必要に応じて適切な医療を受けることについて援助をうけられること。
- ⑥家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること。
- ⑦地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること。
- ⑧暴力や虐待および身体拘束精神的拘束も受けないこと。
- ⑨生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。
- ⑩生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています）

#### 第 12 条【利用者及び身元引受人の義務】

利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ①利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること。
- ②他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合、速やかに事業者に知らせること。
- ④市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び身元引受人は協力すること。
- ⑤特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力意思の指示に従うことを拒否する場合、その旨を明示した書面を事業者に提出し、それによって起こるすべてについて利用者及び身元引受人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

### 第 13 条【造作・模様替え等の制限】

- 1.利用者及び身元引受人は、居室に造作、模様替えをするときは、利用者又は身元引受人は事業者に対して改めて書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作、模様替えに要した費用および契約終了時の現状回復費用は利用者及び身元引受人、連帯保証人の負担とします。
- 2.利用者及び身元引受人は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3.利用者及び身元引受人は、事業者の承諾なく居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

### 第 14 条【契約の終了】

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護、要支援の更新認定において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合。
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 利用者又は身元引受人が第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- ④ 事業者が第 16 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日。
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき。但し、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は身元引受人と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。  
(入院においては原則として 6 日間の居室確保を行います。主治医の診断書、入院療養計画書等により治療に 6 日間以上要する入院、療養が必要と明確になった場合は、利用者又は身元引受人の同意のもと退居となります。その後も適切な生活の場所をご案内させていただきます。)
- ⑥ 利用者が他の介護施設への入所が決まり、その施設側で受け入れが可能となったとき。
- ⑦ 全身状態、精神状態の悪化などにより医療依存度、介護依存度が高くなった場合。
  - ・喀痰吸引が必要になった場合。
  - ・特殊な形態、内容の食事提供が必要になった場合。(ミキサー食・腎不全食など)
  - ・酸素吸入が必要となった場合。
  - ・自力で車椅子への移乗が出来なくなられた場合。
  - ・精神的に不安定になりグループホームでの生活が不可能と判断した場合
  - ・その他、医師がグループホームでの生活が不適と判断した場合。
- ⑧ 本契約第 5 条「利用基準」各号に適合しなくなった場合。

### 第 15 条【利用者の契約解除】

利用者及び身元引受人は事業者に対し、別紙の「利用契約解約書」に必要事項を記入、捺印し、事業所に提出することで、いつでも 30 日間の予告期間においてこの契約を解除することができます。

### 第 16 条【事業者の契約解除】

事業者は利用者及び身元引受人に対し、次の各号に該当する場合においては、予告期間においてこの契約を解除することができます。但し、事業者は解除通告をするに当たっては、次の第②号を除き利用者及び身元引受人に十分な弁解の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合。
- ② 利用者が、事業者及び事業者の職員又は他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為及び各ハラスメント行為が確認された場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者及び、事業者の職員又は他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- ④ 伝染病疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要があるとき。
- ⑤ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないときと事業者が判断したとき。
- ⑥ 利用者又は身元引受人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

#### 第 17 条【退居時の援助及び費用負担】

契約の解除、あるいは終了により利用者がグループホームを退居するときは、事業者は、予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）またはその他の保険機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び身元引受人に対して、円滑な退居のために必要な援助を行います。なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び身元引受人、連帯保証人の負担とします。

#### 第 18 条【損害賠償】

事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

- 1.事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 2.利用者の故意または重過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合は、その費用は利用者または身元引受人、連帯保証人の負担とします。

#### 第 19 条【秘密保持】

- 1.事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、身元引受人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三の生命、身体等に危惧がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2.あらかじめ文書により利用者又は身元引受人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

#### 第 20 条【要望または苦情等の申し出】

- 1.利用者又は身元引受人及び家族は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は速やかに事実関係を調査し、記録を行い、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者に報告します。但し、当該申し立ての内容が次の各号に該当する場合にはその限りではありません。
  - ①本事業所のケアの総量を遥かに超える要求である場合
  - ②事業内容に対する嫌がらせ、攻撃、恐喝に近い脅かしの場合
  - ③事業者が要求の根拠が正当でないと判断した場合

#### 第 21 条【合意管轄】

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所をもって第一管轄裁判所とすることを、利用者及び身元引受人、連帯保証人、事業者は予め合意します。

#### 第 22 条【契約に定めのない事項】

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び身元引受人、連帯保証人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を 3 通作成し、利用者及び身元引受人、連帯保証人、事業者は、記名押印の上、各自その 1 通を保有します。

令和 年 月 日

住所  
利用者  
氏名 ⑩

住所  
代理人(選出した場合)  
氏名 ⑩

住所  
身元引受人  
氏名 ⑩

住所  
身元引受人  
氏名 ⑩

住所  
連帯保証人  
氏名 ⑩

利用者との続柄 ( )

住所 熊本県上益城郡益城町安永1080  
事業者名  
氏名 社会福祉法人 慈光会  
理事長 永田啓朗 ⑩

# 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所

## グループホーム津森倶楽部 重要事項説明書

### 1.経営法人

- ・法人名 社会福祉法人 慈光会
- ・法人所在地 熊本県上益城郡益城町安永 1080 番地
- ・電話番号 TEL096-286-4192 fax096-286-6946
- ・代表者 理事長 永田 啓朗
- ・設立年月日 昭和 47 年 10 月 26 日 厚生大臣認可

### 2.事業所の概要

#### 事業所の名称等

- ・事業所名 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)「津森倶楽部」
- ・開設年月日 平成 23 年 6 月 1 日
- ・所在地 熊本県上益城郡益城町寺中 1 番地 1
- ・電話番号 TEL096-289-5515 fax096-289-5516
- ・管理者名 坂口 幸太郎
- ・介護保険指定番号 指定 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 4392800134

### 3.建物の構造

木造造り、地上 1 階平屋、延べ面積 694.92m<sup>2</sup>

### 4.事業の目的

この事業は、要介護者（介護予防にあたっては要支援 2 状態）であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、食事等の介護その他の日常生活上の援助、及び機能訓練を行うことにより、認知症の進行を緩和し、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

### 5.運営方針

- (1)要介護利用者の認知症の症状の進行を緩和し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で安心して自立した日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切に援助を行います。
- (2) 要支援利用者の認知症の症状の進行を緩和し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で安心して自立した日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持、及び向上に努めます。
- (3)利用者が家庭的な環境の下でそれぞれの役割をもって日常生活を送ることが出来るよう配慮して行います。
- (4)認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- (5)認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。



- (6)事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び地域の保健・医療・福祉サービス事業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (7)提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (8)正当な理由なく介護の提供を拒まない。
- (9)住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。
- (10)全各項の他、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める内容を遵守し、事業を実施します。

#### 6.従業者の職種、員数及び職務内容

職種	職員数	職務内容
管理者	1名	従事者の管理、利用申込みにかかる調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、規定遵守の為指揮命令を行う。(両ユニット兼務)
計画作成担当者	1名以上	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて他の介護従事者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画の作成を行う。その内容について利用者又はその家族に対して説明し同意を得、利用者又はその家族に交付する。また必要に応じて変更を行う。(介護支援専門員)
介護職	1ユニット 3名以上	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
看護師	1名以上	24時間365日体制で、医療機関との連携、急変時対応を行う。(介護職と兼務)

#### 7.入居定員

- 1.戸数(ユニット数) 2ユニット
- 2.利用定員 18名 まどか9名 なごみ9名

#### 8.居室等の概要

本事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	18室	1ユニット9室(うち和室1室ずつ)
リビング	2室	各ユニットに1室
キッチン	2室	各ユニットに1室
浴室	2室	各ユニットに1室
トイレ	6室	各ユニットに3室
事務室	1室	事業所内に1室

※上記は厚生労働省が定める基準により、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護施設に設置が義務付けられている施設の一部であり、上記設備の他に地域交流ホール、面談室、ボランティアルームなどの多目的設備を完備しており、利用にあたって、利用者及び身元引受人に特別にご負担いただく費用はございません。

※利用者又は身元引受人から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や身元引受人と協議の上決定するものとします。

9. 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容

(1) 入浴の介助

希望に応じ基本的に毎日入浴を実施し、拒否及び体調不良等については清拭を行う等、清潔保持に努めます。

(2) 排泄の介助

排泄の自立を支援するため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(3) 食事の提供及び介助

栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、食事時間は制限しませんがおおよその目安は、朝食 7:30、昼食 12:00、夕食 17:30 です。

(4) 機能訓練（生活リハビリ）

利用者の回復を図る「生活リハビリ」を中心に機能訓練活動を行います。

(5) その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助

生活サービスとして、離床・着替え・整容・掃除・洗濯等をご利用者の能力に応じて援助します。また、残存能力が発揮できるよう、生活意欲が引きだせるよう、利用者の趣味、嗜好、生活歴に応じて利用者、従業者と共同した個別的な援助計画を取り入れます。

10. 利用料その他の費用の額

(1) 利用料

法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、法定代理受領サービスに該当しない場合は介護報酬告示上の額をお支払頂きます。（日額/単位：円）

項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	要支援 2
認知症対応型	753	788	812	828	845	—
介護予防認知症対応型	—	—	—	—	—	749
短期利用	781	817	841	858	874	—
介護予防短期利用	—	—	—	—	—	777

介護サービス加算費

※初期加算（介護予防）認知症対応型のみ	※入居から 30 日を限度とする	30/日
※入院時費用（介護予防）認知症対応型のみ	※1 月に 6 日を限度とする	246/日
サービス提供体制強化加算	(I) 22/日 (II) 18/日 (III) 6/日	
介護職員処遇改善加算 ◎令和 6 年 5 月 31 日まで	(I) 月額所定単位×111/1,000 (II) 月額所定単位×81/1,000 (III) 月額所定単位×45/1,000	
介護職員等特定処遇改善加算 ◎令和 6 年 5 月 31 日まで	(I) 月額所定単位×31/1,000 (II) 月額所定単位×23/1,000	
介護職員等ベースアップ等支援加算 ◎令和 6 年 5 月 31 日まで	月額所定単位×23/1,000	
介護職員等処遇改善加算 ◎令和 6 年 6 月 1 日より	(I) 所定単位×186/1000 (II) 所定単位×178/1000 (III) 所定単位×155/1000 (IV) 所定単位×125/1000	
※退居時相談援助加算（介護予防）認知症対応型のみ	※1 回限度	400/月
※認知症専門ケア加算 (I)（介護予防）認知症対応型のみ		3/日

※若年性認知症利用者受入加算	120/日
夜間支援体制加算	(Ⅱ) 25/日
※認知症行動・心理症状緊急対応加算 (介護予防) 短期利用認知症対応型のみ ※1月に7日を限度とする	200/日
※看取り介護加算 (介護予防) 認知症対応型のみ	
死亡日以前31日以上45日以下	72/日
死亡日以前4日以上30日以下	144/日
死亡日以前2日又は3日	680/日
死亡日	1280/日
医療連携体制加算	(イ) 57/日 (ロ) 47/日 (ハ) 37/日 (Ⅱ) 5/日
口腔衛生管理体制加算 (介護予防) 認知症対応型のみ	30/月
口腔・栄養スクリーニング加算 (介護予防) 認知症対応型のみ ※6月に1回を限度とする	20/回
生活機能向上連携加算	(Ⅰ) 100/月 (Ⅱ) 200/月
栄養管理体制加算 (介護予防) 認知症対応型のみ	30/月
科学的介護推進体制加算 (介護予防) 認知症対応型のみ	40/月
※退居時情報提供加算 (介護予防) 認知症対応型のみ	250/回
協力医療機関連携加算 (介護予防) 認知症対応型のみ	(1) 100/月 (2) 40/月
認知症チームケア推進加算 (介護予防) 認知症対応型のみ	(Ⅰ) 150/月 (Ⅱ) 120/月
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ) 10/月 (Ⅱ) 5/月
※新興感染症等施設療養費	240/日
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ) 100/月 (Ⅱ) 10/月

※印は、対象者のみ所定単位数を加算します。

注 職員の配置状況や算定要件等で算定される加算が変更される場合があります。

## (2)その他の費用の額

以下の利用料金の全額がご契約者負担となります。

項目	種類	自己負担	備考
家賃	まどか・なごみ 両ユニット共に同額	33,000 円	30 日計算の場合(日額は 1,100 円)
光熱水費		12,000 円	30 日計算の場合 (日額は 400 円)
共益費		3,000 円	30 日計算の場合 (日額は 100 円)
食材料費		46,500 円	30 日計算の場合(日額は 1,550 円)
その他	<p>※おむつ代については利用者の排泄状況に合わせ種類の選定を行い、事業所にて契約業者へ発注代行し、毎月の利用料金と合わせて実費相当額をご請求いたします。(希望者のみ)</p> <p>※医療機関への受診(内服薬処方等も含む)については医療保険が適用されるため別途必要となります。</p> <p>※また、利用者が希望される日常生活に必要な物品等についても別途必要となります。</p> <p>※理美容については契約業者(スマイル)にて月1回の訪問理美容を行っております。ご希望の方はその都度費用が別途必要となります。</p> <p>※利用者の希望に基づいて、残置物の処分を本施設が行った場合は、1回の処分につき10000円を負担いただきます。</p> <p>※キャンセル料=本契約上の入居日に入居されなかった場合に1日¥10,000のキャンセル料をお支払いいただきます。但し利用者の心身の状況によりキャンセルせざるを得ない場合は除きます</p> <p>※外出支援費=本重要事項説明書11-(3)において施設の車両を使用し及び施設職員が支援する場合、実費相当額を徴収します(燃料費及び人件費等)</p>		

※料金の改定は理由を付して事前に連絡いたします。

※短期利用サービスを利用するに当たっては、認知症共同生活介護のご契約者が入院等の為に、長期にわたり不在となる場合で、利用者及び身元引受人の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室として30日以内で利用できる事とします。なお、この期間の家賃、光熱水費、共益費については、認知症対応型共同生活介護のご契約者ではなく、短期利用共同生活介護のご契約者が負担するものとします。

### (3)利用料のお支払い方法

- ①前記(1)(2)の料金、費用は、1ヶ月ごと計算し、ご請求します。(おむつ代・その他別途費用を除く)
  - (1ヶ月に満たない期間の利用料金は(日額設定分)、利用日数に基づいて計算した金額とします。)
- ②外泊の場合(入院、検査等も含む)の利用料金は、①から外泊期間の食材料費(欠食)、光熱水費、共益費を控除した金額とします。また、退居の場合は、契約終了日まで計算した金額とします。
- ④ 食事は前日までのお申し出が合った場合に限り欠食扱いとなります。(1食毎)
 

朝食 350 円・昼食 600 円(おやつ代含む)・夕食 600 円

### 11.入居にあたっての留意事項

利用者が指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりです。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはいけません。
  - ※本事業所内(敷地内含む)は全面禁煙となっております。
  - ※飲酒については主治医の指示を仰ぎます。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いてはいけません。
- (3) 病院受診、通院に関しては緊急時その他やむを得ない事情にて対応困難な場合を除き原則ご家族様対応としております。受診時に必要な情報提供を行います。

(4)その他管理者が定めた下記についても留意して下さい。

○ご面会について

面会時間は、原則として午前8:00～午後8:00までとなっています。

ご来訪者は、玄関のインターホンを使用し、その都度従業者にお申し出下さい。上記時間以外は防犯対策上、玄関を施錠させていただいております。

なお、来訪される場合、ペット、アルコール類の持ち込みはご遠慮下さい。また、飲食物を持参された方は従業者へお申し出下さい。(利用者の健康管理上お召し上がりになれない飲食物がある場合、介助のない飲食は危険な場合があります)

○外出、外泊について

外出、外泊の際には必ず従業者に申し出て下さい。

○宗教、政治活動

事業所内で他の利用者に対する宗教、政治活動等はご遠慮下さい。

## 12.非常災害・感染症対策

防火管理者、火元責任者は、管理者をもってあて火災危険防止のため、自主的に点検を行います。下記の設備の保持と計画的に防火教育、消防訓練を実施し、非常災害時に対応します。また、管理者は感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画等の作成、研修、シュミレーションを実施します。

○防火設備

スプリンクラー設備、火災通報装置、火災通報専用電話機、火災受診盤、消火器、誘導灯等を設置、カーテン等も防火性のあるものを使用しています。

○防災訓練

年2回以上、昼間及び夜間を想定した避難訓練を実施します。その他地震、水害時避難訓練及び災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

## 13.その他運営に関する重要事項

○身体拘束について

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。

また、本事業所におきまして玄関は夜間の時間帯以外は常時解錠しておりますが、防犯対策及び利用者の生命の安全確保の面から、居室窓またはその他玄関以外の窓に施錠をさせていただく場合がありますがご理解、ご了承下さい。

○高齢者虐待防止について

利用者の人権擁護・虐待防止等の為に次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。

(2) 個別支援計画に基づき適切な支援の実施に努めます。

(3) 従事者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従事者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待の発生又はその再発を防止するため指針を整備し、管理者により定期的に委員会を開催します。

(5) 本事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または養護者（ご家族様等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれに関係市町村に通報するものとします。

#### 14.従業者の体制

(まどか・なごみ各ユニットの職員体制)

職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1名		1			・介護福祉士
計画作成担当者 (介護支援専門員)	1名		1			・介護支援専門員 ・介護福祉士
介護従事者	3名以上 夜勤者含む	1ユニット日中(6:00~21:00) 人員換算 24h 以上配置 ※管理者・計画作成担当者 兼務時間含む				・介護福祉士 ・初任者・実務者研修 ・看護師

(まどか・なごみ各ユニットの勤務体制)

管理者・計画作成担当者の勤務時間	下記の体制の中で人員換算基準を満たす必要勤務時間を、介護従事者として兼務
昼間の体制	各ユニット 2名以上 (7:00~21:00の間でシフトパターンに合わせて、必要時間数を勤務。基本 1人 8h 時間勤務)
夜間の体制	1名 (16:00~翌日 9:00)

#### 15.事故発生時の対応

- ①本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供により事故が発生した場合は益城町、当該利用者の身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

#### 16.苦情処理の体制

(1)利用者からの相談又は苦情等（以下「苦情等」という。）に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置、利用者及び身元引受人等（以下「利用者等」という。）からの苦情等については、以下の窓口で対応します。

- ①所在地 熊本県上益城郡益城町寺中 1 番地 1  
グループホーム津森倶楽部
- ②電話番号・ファックス TEL096-289-5515 fax096-289-5516
- ③対応時間 8:30~17:30  
※但し、ご希望があれば、上記時間以外も対応します。
- ④担当者職名 管理者 坂口幸太郎
- ⑤ 苦情解決責任者 社会福祉法人慈光会法人部長 松崎保仁
- ⑥ 第三者委員 牛島一新(090-1089-9700)・徳山秀人(090-3077-8967)
- ⑦担当者不在時の対応  
上記④・⑤の担当者が不在の時は、本事業所の他の従事者が対応し、担当者に確実に伝達致します。
- ⑧苦情・相談等の改善の実施

苦情受け付け担当者による対応で苦情・相談の解決が出来ない場合は、苦情解決責任者が苦情内容の原因分析、対応する委員会を開いて、関係者と解決策を協議し、苦情申し出人に対し、誠意を持って対応策を説明し同意を得られるよう苦情、相談の円滑・円満な解決に努めます。この際に、苦情申立人は必要に応じて第三者委員に助言を求める事が出来ます。尚、第三者委員による話し合いは下記の通りです。

- ① 第三者委員による苦情・相談内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整・助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項の確認

また本事業所で解決できない苦情は、以下の窓口へ直接申し出る事が出来ます。  
 ・行政機関その他苦情受付機関

益城町役場 健康保険課介護保険係	益城町宮園 702 TEL096-286-3114 fax096-286-4523
国民健康保険団体連合会	熊本市東区健軍 1-18-7 TEL096-214-1101 fax096-214-1105
熊本県社会福祉協議会 福祉サービス適正化委員会	熊本市中央区南千反畑町 3-7 TEL096-324-5454 fax096-355-5440

## (2)円滑かつ迅速に苦情等の処理を行うための処理体制・手順

利用者等からの苦情等の申し出があった場合、まず上記担当者が内容を伺い、下記 A 及び B の手順により処理します。

苦情内容及び処理経過については、苦情処理台帳として記録保存し、その後のサービス提供に活用します。

苦情の処理は、他の業務に優先して迅速に行うものとし、次回のサービス提供時までには解決し、利用者等が安心してサービスの提供を受けられるよう最大限の努力を行います。

- A 苦情を申し立てられた方に内容等の説明を行うことにより、苦情がその場で解決可能なものであれば、その場で速やかに同意を得、解決を図ることとします。この場合も、必ず管理者に報告します。
- B-1 苦情がその場で解決困難なものであった場合、苦情の原因となっていることについて、利用者等からの聞き取り及び担当従事者への聞き取りにより、事実を詳細に把握します。
- B-2 その後、翌日までには事業所内で検討会議を開き、事業所が改善すべき点を整理した苦情処理策を作成し、その日のうちに利用者等に説明し同意を得ます。
- B-3 管理者は、利用者等からの苦情のあった事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されているかを、担当従事者のみならず、利用者等にも確認し、改善されていないと判断される場合は、職員教育を徹底して速やかな改善を図り利用者等の意向に沿ったサービス提供がなされるように十分配慮します。
- B-4 上記の流れにより苦情の処理を図った後も、利用者等及び本事業所とは常時連携を図り、同じような苦情が再発しないように十分注意してサービス提供を行います。

## (3)その他参考事項

- ①本事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）により、入所者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。
- ②本事業所が提供した認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）、対する苦情申立てが市町村にあった場合は、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行います。

- ③本事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防短期利用共同生活介護）に対する苦情申立てが国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに本事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防短期利用共同生活介護）に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行います。
  - ④本事業所が提供した指定認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防短期利用共同生活介護）に対する苦情申し立てを利用者等が市町村又は国民健康保険団体連合会に行う場合は、必要な援助を行います。
  - ⑤認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防短期利用共同生活介護）計画は、利用者等の希望をふまえて作成されておりますので変更を希望される場合は速やかに応じます。
- ※尚、玄関入り口に「ご意見箱」を設置しておりますのでそちらもご利用下さい。

#### 17.緊急時等における対処方法

本事業所の従事者は、現に指定認知症対応型共同生活介護、（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

#### 18.協力医療機関

医療を必要とする場合、利用者等の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません）  
 (2)医師の診断により、入院治療が必要と認められた場合には医師の指示に従い入院となります。

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
東熊本第二病院	内科・皮膚科・循環器科等	熊本県菊池郡菊陽町辛川 1923-1	TEL096-232-3939
やけいし歯科	歯科	熊本県上益城郡益城町福富 704	TEL096-286-7588
健軍桜木眼科	眼科	熊本市東区桜木 1-1-20	TEL096-365-2200
帯山中央病院	内科・糖尿病内科・整形外科等・	熊本市中央区帯山 4-5-18	TEL096-382-6111
くわみず病院	内科・消化器科、外科等	熊本市中央区神水 1-14-41	TEL096-381-2248
共愛歯科医院	歯科	熊本県上益城郡益城町安永 772-4	TEL096-286-2277

#### 19.秘密保持と個人情報保護について

- ①本事業の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしません。
- ②本事業所は、従事者であったものが、正当な理由なくその業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- ③本事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者のご家族の個人情報を用いる場合には当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得ます。
- ④LIFE（科学的情報システム）を活用し、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出することとなります。



指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスにあたり、契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行い、本書面を交付し同意を得ました。

令和 年 月 日

事業所名 グループホーム津森倶楽部  
事業者名 社会福祉法人 慈光会  
理事長 永田啓朗 印

説明者 職名 氏名 ④

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明と本書面の交付を受け、その内容に同意します。

また、指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の利用にあたり、ご利用者への円滑な退居、及び緊急的な医療機関への受診、入院等を行う場合には他関係機関（居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、医療機関等）に、ご利用者の個人情報等の情報提供を行ったりすることに同意します。

令和 年 月 日

住所  
利用者 氏名 ④

住所  
代理人(選出した場合) 氏名 ④

住所  
身元引受人 氏名 ④

住所  
身元引受人 氏名 ④

住所  
連帯保証人 氏名 ④  
利用者との続柄 ( )